

# 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者の選定等に関する要綱

制定 平成22年4月30日 瀬地振第234号（区長決裁）

## （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市公園条例（昭和33年3月31日条例第11号）第28条の2に規定する横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者（以下「指定管理者」という。）を指定するため、選定を適正に実施するための手続等を定める。

2 指定管理者の選定は、公平性及び透明性を確保して、実施しなければならない。

## （指定管理者の選定）

第2条 選定は、期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果として資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができるものとする。

4 区長は、応募者の中から指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）を選定する。

5 区長は、次条に定める指定管理者選定委員会の意見を尊重して、指定候補者の選定を行う。

## （指定管理者選定委員会）

第3条 指定候補者の選定について、区長に対して意見を述べるため、横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

## （指定候補者の選定基準）

第4条 指定候補者の選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスを最も効果的かつ効率的な管理運営を行うことができるよう定める。

3 区長は、前項の選定基準について、委員会に基準の検討及び決定を委ねることができる。

## （申請書類）

第5条 指定管理者の指定を受けようとする者は、予め定められた期日までに指

定管理者公募要項に定められた書類を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請書類の一部又は全部を、必要に応じ、委員会に提供する。

(選定の公表及び報告)

第6条 区長は、指定候補者及び次点候補者を選定したときは、速やかに選定結果を応募者に通知するとともに、その結果を公表するものとする。

- 2 区長は、横浜市瀬谷中央公園こどもログハウス指定管理者の指定について議会の議決を得るために、環境創造局長へ選定結果を報告するものとする。

(指定管理者の指定)

第7条 区長は、議会の議決を経て指定管理者に指定された者に対し速やかに指定の通知をするとともに、指定の公告を行う。

- 2 指定管理者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 横浜市瀬谷中央公園こどもログハウスの指定管理者の指定に関する要綱（平成17年10月3日）は廃止する。